

日本障害者モータースポーツ協会統一四輪車輛規則

2017年4月2日公示

第1条 総則

DUNLOP ハンディキャップドライバー日本一決定戦車輛規則は、参加者の安全と競技の公平性を確保するためにHRA によって規定されます。条文にない事項については必ず個別にHRA の承認が必要です。

また、車輛規則の改定される時は事前に参加者へ公示を行います。参加者の安全の確保に重大な懸念が生じる恐れがあると判断された事項については、事前の告知を行わずに改定する場合があります。

規則書中「自由」とする事項が多いですが、これは参加者が車両を改造、整備する楽しみを尊重したもので、違反行為を助長したり、安全性を軽視するような行為は絶対に認められません。

第2条 参加車輛資格

参加する車輛は、保安基準に適合した登録ナンバー付の車輛。ナンバーの無い競技専用車両のいずれも参加できます。ナンバーの無しの車輛は必ず車載車で運搬してください。絶対に仮ナンバーでの自走は行わないで下さい。ナンバー無し車輛はJAF安全規定に準じた仕様といたします。

第3条 安全規定

参加車輛は以下に定める最低限の安全装備を装着してください。

- 1) 4点式以上のシートベルトの装着を義務とします。ただしユニバケ装着車に限り3点式ベルトでの参加を認めます。
- 2) 前後牽引フック(純正・社外品は問いません。また、車輛の構造上取り付けが難しい場合は、事前にHRA へお問い合わせください)
- 3) オープンカー等(車体の屋根部分が脱着・もしくは収納・開閉可能な車両)で、ルーフを開放した状態で走行する場合は、ロールバーの装着が義務となります。また、その他の車両も安全のためにロールバーの装着を推奨します。ロールバーの種類など車種によって対応が異なりますので事前に事務局へお問い合わせ下さい。
- 4) 下肢障害他によって、自力での緊急脱出に難のあるドライバーは、その旨をオフィシャルに通知するために、主催者が用意するステッカーを、車輛の左右ドア付近に各1枚ずつ貼付しなければなりません。また、上記に該当するドライバーは、緊急脱出時に利用可能な「自動車用緊急脱出ハンマー」を、座席に着座した状態で容易に使用できる位置に装備することを強く要請します。

第4条 タイヤ

一般公道で走行が許された、ダンロップ社製タイヤでのみ参加できます。ブランドは問いませんが下記銘柄のタイヤは使用不可とします。

使用不可タイヤの名称

ディレッザO3G / ディレッザO2G / D93J / ディレッザβ2 / その他現在カタログ落ちしている旧型Sタイヤ全般及びスリック。

第5条 車輛の改造及び変更の原則

第2条に適合していれば改造は自由です。

なお、運転座席と運転席側ドア内張りとの空間には、一切の後付け部品の装着は止めてください。(サイドバーなどの安全装備、トランスファー用機器を除く。)

第6条 排気音量規制

排気音量を最大115dbとします。競技期間中は常時測定され、違反した車輛を発見した場合はそれ以降の走行を行う事が出来ません。

第7条 運転補助装置

1、定義

ここで言う運転補助装置とは、運転操作または乗降動作をする上で、ドライバーの障害を補完するために装着された、あらゆる装置・部品を指します。なお、運転免許証に記載された限定事項(運転補助装置の装着義務や種類)については、走行中はこれを使用しなければなりません。なお、簡易に脱着可能な手動装置での参加は認めません。

2、運転補助装置の点検・整備

運転補助装置、特にアクセルブレーキ、ハンドルに関する装置は重要保安部品に該当します。大会前には製造会社や取付け店舗で事前の点検、整備を必ず行ってください。一般道、サーキットを問わず、運転補助装置の破損や故障による重大事故が発生しています。

3、運転補助装置の装備

参加車輛に運転補助装置を装着することを認めます。ただし、以下の要件のいずれか一つを満たしていることを条件とします。なお、装着するアクセルブレーキ装置は道路運送車両法上の保安基準及び告示等に適合している製品及び取り付け方法に限られ、車検時に疑義が発生した場合に備えて、参加者は各自が装着するアクセルブレーキ装置の強度計算書他、保安基準に適合していることを証明する文書を持参し提示することとします。

- A、自動車メーカー純正、もしくは専門メーカー製の運転補助装置であり、且つメーカーの指定または推奨する取り付け方法で強固に取り付けられていること。
- B、A に記述した運転補助装置の「作動機構」に対して改造を施した場合は、改造後であっても、純正状態での「作動機構」が正しく作動する状態を維持していなければならない。(機構のバックアップとしての純正作動機構の維持)
- C、自家製、もしくは一般に市販されていない装置のみで操作する車輛の参加は認められない。

4、運転補助装置の取り付け

運転補助装置やそれらに付随する装置を車室内に設置する場合は、ドライバーの身体に接触する可能性のある装置の外観が鋭利な構造でないこと。特に前後左右からの衝突時にドライバーの身体に危害を及ぼすような取り付け位置、方法、装置の外観は認めません。

5、旋回ノブ

片手でハンドル操作をするドライバーは、緊急回避時に片手でステアリングを迅速に操作するための「旋回ノブ」を取り付けることを強く推奨します。

6、座席

ナンバー付車輛に関して、座席は乗車定員分が装着されていなければなりません。また、座席を変更する場合は保安基準に適合した製品であり、なおかつ取付け方法で無ければなりません。

なお、身体障害の影響による乗降性や操作性を改善させる目的であっても、座席本体(シートレール部を含む)への加工や改造は一切禁止されます。(保安基準に適合しないため)

7、身体固定に関する車室の改造

麻痺のある身体の部位が、加減速中や旋回中に装置や車室と干渉することが無いよう、確実に固定しなければなりません。特に下肢障害がある方は、下肢がアクセルブレーキペダルと触れることが無いよう、何らかの方法によって必ず固定してください。固定のために車室内を改造する際には、取付け強度や取り外しの容易さ、身体を傷つける可能性がないことなどに十分配慮してください。

8、身体固定方法

車体と身体を固定する際に用いる固定具については、固定を解除させることが誰にでも可能であり、かつかいなる道具を用いることなく素早く解除できる、簡便な構造であること。マジックテープやワンタッチ式バックルなどが望ましい。紐で結ぶなど、迅速な固定解除するにあたって不都合が生じる方法で固定してはならない。また、固定具全体が、服装色やシート色にまぎれることのないよう、識別し易い色であること。

また、身体固定具を使用するドライバーは走行前に、装着位置、解除の方法について競技長に申告し、規則との適合性について検査を受けなければなりません。

9、聴覚障害用特定後写鏡と聴覚障害マーク

自動車免許証の限定事項に特定後写鏡の取付けが記されている聴覚障害者は、走行中は当該装置を必ず取り付けなければなりません。

また、聴覚障害ドライバーであることを明確に他のドライバーに認識していただくために、聴覚障害ドライバーのマークを車輛後部に必ず貼付しなければなりません。

第8条 ペナルティー

車輛規則に違反した場合、失格を含めたペナルティーを受ける場合がありますので注意してください。特に安全性に関する違反行為は厳重に対処します。

統一車輛規定・付則

ナンバー付車輛で保安基準に適合しない改造などの一例

車両規則に記載されていない場合でも、いわゆる法律で定められた定期車両検査(車検)で認められていない車輛はナンバー付き車両として参加できません。下記に抵触する車輛はナンバー無し車輛扱いとし自走での参加は出来ません。また、この場合はJAF 競技車輛安全規定に合致していることが出場条件となります。

- ①最低地上高が9cm未満の車輛。スリップラインがあるタイヤを装着した車輛
- ②触媒などの排気浄化装置を取り除いた車輛。ライト・シグナル類が正常に点灯しない車輛。
- ③保安基準に適合しないマフラー装着車。タイヤやマフラー先端が車体よりはみ出した車輛。
- ④定員分の座席が装備されていない車輛。クラクションが鳴らない車輛。

- ⑤車検証上の車輛サイズを越えた車輛。前後バンパーを取り外した車輛。
- ⑥運転中の後方確認が容易にできない車両。
- ⑦仮ナンバー車輛